平成２６年（フ）第５９２号
埼玉県戸田市上戸田１丁目16番地４号サンハイム101号室
破産者　株式会社ＣＡＲＢ
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
千葉市若葉区加曽利町864番地10　グリーンハイツ市原３－１
破産者　山中　真樹
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
千葉県市原市辰巳台東１丁目11番地７　イーストメゾン102
破産者　羽根井貞二
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３２号
千葉県市川市福栄１丁目３番23号　コーポ越後屋202号
破産者　堀江　幸子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０１号
千葉県市川市東菅野３丁目20番８号
破産者　有限会社ジェイアイシー
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０２号
千葉県市川市東菅野３丁目20番８号
破産者　小川　恭明
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７７号
千葉県市川市行徳駅前４丁目20番17号
破産者　株式会社サンローヤル
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６４号
横浜市都筑区富士見が丘14番26号グランメール富士見が丘202
破産者　シモン都市設計株式会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３６号
横浜市鶴見区平安町１丁目82番地
破産者　株式会社フィルプロダクツ
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
福井県勝山市北郷町坂東島第20号12番地
破産者　有限会社ミズカミ
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
福井県あわら市国影第26号10番地20
破産者　有限会社アクティブ・プラン
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
静岡市葵区平和３丁目10番40―107号
破産者　有限会社サカグチテック
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８８号
愛知県春日井市東野町10丁目３番地７
破産者　有限会社名拓重機
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４６５号
大阪市大正区北村３丁目１番12号
破産者　有限会社山本造船所
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－２－117
破産者　有限会社ヴィヴィ
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
大阪府岸和田市小松里町2282番地
破産者　株式会社関西急便ロジスティクス
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
大阪府泉大津市旭町22番10号
破産者　有限会社クレイン
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
北海道旭川市東光３条３丁目３番３号
破産者　株式会社夢工場
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
青森市中央１丁目29番11号
破産者　有限会社ウエタニ食品
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
青森市中央１丁目29番11号
破産者　有限会社中部食品
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
東京都青梅市新町１丁目４番地の17　102
破産者　大原竹王こと　白　　元靖
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２８号
東京都多摩市貝取1474番地の１アルス永山305
破産者　有限会社ポワルージュ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部